

「東日本大震災」への対応

そしていわき市復興ビジョンを策定

平成二十三年三月十一日、東北地方太平洋沖を震源とするマグニチュード九・〇という大地震が発生した。

本市においては、震度六弱という強震と大津波の襲来に、大きく傷ついた。また、福島第一原子力発電所の事故とそれに伴う風評被害は、長く市民を悩ませ続けている。

未曾有の大災害に対し、市議会は独自の対策本部を設けて緊急対策にあたり、たほか、直後の六月定例会では東日本大震災復興特別委員会を設置。急がれた課題である復興ビジョンのいち早い策定に力を注いだ。議会は今も、市と市民と心を一つに、「オールいわき」の体制で復旧から復興へと歩み続けている。

1 市立病院の改革

本市議会の第二二期初の定例会となった平成二十年十二月定例会では、あるテーマに関して多くの議員から一般質問が行われた。議員が高い関心を寄せたテーマとは「市

立病院の改革プラン」である。

平成十九年十二月、総務省は「公立病院改革ガイドライン」を策定。該当する自治体は、平成二十年度中に改革プランを策定することとなり、市当局は、まさにその策定の真つ最中だった。

「地方自治体が運営する病院は、たとえ

赤字であっても、住民に医療サービスを提供するのには当然である。」と、かつての公立病院はそう言われてきた。公立病院は地域の中核病院であり、民間では取り組みにくい不採算の高度治療、精神保健、救急、リハビリなどといった医療を提供することが使命であった。

しかし、高齢化社会を迎え、医療費は膨らむ一方だった。日本が誇る国民健康保険制度の存続さえ困難になりかねない。全国の多くの公立病院で経営状況が悪化し、医師不足も相まって、診療体制の縮小を余儀なくされるなど、医療提供体制の維持さえ厳しさを増していた。そのような状況の中、国はガイドラインに沿った数値目標や目標達成年度の明記等、公立病院の経営改革を強く求めてきた。

合併直後、いわき市には、総合磐城共立病院と常磐病院、好間病院という三つの市立病院があったが、これら病院の経営は厳しいものがあり、平成六年十二月定例会では、市議会に「市立病院対策特別委員会」が設置され、自治体病院の役割と意義そして経営の健全化について調査検討を重ね、平成七年六月定例会において同特別委員会委員長は、「病院経営健全化・効率化を図るためにも一市二病院とすることが望ましい。」と報告した。平成八年三月、市立好

間病院は「公的医療機関としての本来の役割を担っていない状況にあり、市立病院として存続させる意義は失われている。」として廃院となった。

平成十三年から三年間、市立病院の現状と将来のあり方を考える懇談会が持たれ、市は、一市一病院の方向性を検討した。平成十八年二月「市立病院改革にかかわる基本方針」が策定され、平成十九年二月、「市立病院事業中期経営計画」を策定するとともに、同年四月には、地方公営企業法の全部適用と、総合磐城共立病院を本院、常磐病院を分院とする「一市一病院二施設」へ移行するなど、改革・改善に取り組んできた。

しかし、結果的には十分な成果が得られず、資金不足の発生も危惧される状況となり「市立病院改革にかかわる基本方針」等についての見直しが急務となっていた。

「改革プラン」では、二施設が有する資源（設備・機能・人員等）の「選択と集中」の視点から常磐病院（分院）の診療機能を総合磐城共立病院（本院）へ統合することにし、「一市一病院一施設」を実現して「将来にわたって真に持続可能な



旧 市立常磐病院

市立病院を目指す。」というものだった。

市議会もまた、平成二十年十月に「地域医療対策特別委員会」を設置し、病院経営のみならず地域医療全般に関する諸問題に対しての調査を行い、提言を行ってきた。平成二十年十二月定例会、そして翌年二月定例会でも、議員からは、市立病院の確かな改革と経営健全化を願いながらも厳しい質問が相次いだ。

「今年度中に現金が底をつくとの指摘もあるが、市はこの状況をどう受け止めているのか。」「常磐病院は民間へ移譲とのことだが、存続されるとの理解でいいのか。」「医師確保、診療報酬や交付税の増額を国に迫るべき。」「住民との合意形成はどう図っていくのか。」「他の自治体の様子はどうか。」「医師の招聘にはどう取り組むのか。」「常磐病院は将来的には新病院に統合すべきではないか。」などである。

一方、平成二十一年十二月定例会において市民から「市立常磐病院の存続・充実を求める」との請願も提出された（不採択）。公立病院二施設のうち一施設が民間へ移譲されることへの不安や心配が市民の間にはあった。常磐病院は救急患者に対応していた病院であり、民間経営となったとき、その受入体制も継続されるのかといった懸念は議員の間にもあり、定例会での質問につ

ながった。

同定例会では「平成二十二年四月より常磐病院の診療機能を総合磐城共立病院へ統合し、常磐病院の用途を廃止する」等のため、いわき市病院事業の設置等に関する条例の改正案が可決された。

常磐病院が市の運営から離れることは、市の財政や医師確保等の観点から、もはややむを得ない状況であった。

しかし、市民も市議会も、そして市当局も、市立病院の改革において願うことは同じである。「地域医療の安心と安全と安定」である。

常磐病院は財団法人に引き継がれ、平成二十三年にはPET・人工透析センターを備えた新棟も完成し、最新鋭のCTも導入され医療設備も充実した。経営移譲後わずか三年で収支も黒字へと転換するなど、経営も安定している。

昭和十八年に開院した湯本町国民健康保険組合の診療所から始まった常磐病院は、今も常磐地区、そしていわき市内外の医療を支える中核病院として存在感を放ち続けている。

一方、一市一病院となった総合磐城共立病院もまた、一層の充実が求められ、老朽化した病棟の新築等についても議論が重ねられていった。（第三三期参照）

2 スポーツを通じた地域振興

昭和六十一年三月定例会において「非核平和都市宣言」と「スポーツ都市宣言」を



第1回いわきサンシャインマラソン

可決した。「スポーツ都市宣言」は、市民のスポーツへの関心を高め、市民に健康づくりを奨励し、市民一体の連帯意識の高揚、ルールやマナーを身につけた国際人の育成などを目指すこと等を目的としていた。

平成七年にはふくしま国体の五競技が市域で行われ、スポーツ関連諸施設の整備と充実などを経て、市民の間ではスポーツを楽しむ機運が年ごとに上昇していた。

また、平成十八年九月、昭和四十年当時のいわき市を舞台とした映画『フラガール』が封切られ、大きな人気を呼び、いわき市の知名度を大きく上昇させた。市民が一体となつて撮影に協力し、支援を惜しまなかったことも映画成功の大きな理由として挙げられた。

市民が一つになれる契機は、場所であり、あるいは祭りやイベントであることが多い。こうした催事は、何よりも市民に元気を与え、まちや地域が活性化していく力にもなる。

平成十九年三月定例会の代表質問では、議員から「映画の撮影への市民一体の支援は、本市の観光振興や交流人口の拡大、地域活性化にとって重要であることを物語っている」、「スポーツ振興や交流人口の拡大、地域振興のために、現在構想が浮上している県内初のフルマラソン『いわきハ



沿道のボランティアスタッフとランナー

ワイロードマラソン』の開催に向けて本市も本格的に取り組んではどうか。」との意見が出された。

市長も「市民が主体となつて検討されていることは素晴らしい。市としてもできる限りの支援をしていきたい。」と答弁。市議会においても、無論、これを応援する機運が高まり、平成二十年十二月定例会では議員から「市民マラソン大会の開催に関する意見書」が議案として提出され、原案どおり可決された。

市民の間でも、平成十九年九月の「(仮称)いわきマラソン大会」準備委員会設

立を経て、「いわき市民マラソンを支援する会」が設立されるなど、全市を挙げたマラソン大会開催の機運が高まりを見せってきた。

そして、平成二十二年二月十四日、名称を「いわきサンシャインマラソン」として第一回大会が開催された。市民はもとより市外居住者を含め五〇〇〇人を超える参加申し込みがあり、市も市民も参加者も一体となって盛り上がり、成功裏に終了した。

なお同大会は、第二回大会が終了した一カ月後に東日本大震災が発生したが、翌年の第三回大会は中止されずに行われた。その回から「日本の復興を『いわき』から」というサブタイトルが付加された。降雪のために中止となった平成二十六年の第五回を除き、以後も開催を重ね、今や一人人を超えるランナーを集める東北屈指のマラソン大会へと成長している。

また、市は平成十八年から三年間、主に首都からのでニーズが多い高校・大学のスポーツ合宿誘致促進に向けて、体育施設や宿泊先の確保の煩雑な手続きをワンストップで行える「スポーツコミッション事業」の検討を行った。平成二十一年度にはその手続き窓口を商工会議所に設置して業務を開始し、スポーツを通じた交流人口

の拡大への取り組みを開始した。

市民の間では生涯スポーツへの関心も高まりつつあった。生涯スポーツの振興を図る上では、地域の住民が主体的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」が重要な役割を果たす。総合型地域スポーツクラブとは、複数の競技種目があり、身近なエリアで子どもから高齢者まで、そして初心者から競技者までが自分の体力や技術レベル、年齢や興味に応じて気軽に活動できるスポーツクラブのことで、設立時には文部科学省が公益財団法人日本体育協会を通じて行う支援制度がある。

平成二十年二月定例会では、市としての総合型地域スポーツクラブへの支援策が質された。市の回答は、設立準備委員会に対して先進クラブの事例紹介、運営等に関する指導と助言、施設使用料の減免等を行っているとのことだった。

さらに、「地域振興の観点から、勿来・田人の宿泊施設と体育施設が連携して合宿等を誘致してどうか。」との意見も出され、市は「スポーツコミッション推進事業において検討を行っている。合宿等を行う際の事務手続きを軽減し、円滑に合宿が行えるよう体制を整備していく。」と答えている。

温暖で降雪も少なく、また年間の日照

時間も長く、サンシャインいわきと称されることもあり、マラソン大会名の「サンシャイン」もこれに由来している。



第3回いわきサンシャインマラソン

3 東日本大震災対策本部を 設置

平成二十三年三月十一日午後二時四十六分。私たちは、この日この時を決して忘れることはないだろう。

宮城県金華山沖を震源とするマグニチュード九・〇もの巨大地震「東北地方太平洋沖地震」が発生した。地震によって引き起こされた津波は、東北地方や北海道の



津波・火災現場（久之浜市街）

太平洋沿岸地域などに押し寄せ、多くの命を奪い、沿岸市町村の家屋や農地、港湾や道路といった社会基盤に甚大な被害をもたらした。

さらに本県においては、東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」）に深刻な事故が発生させ、それによる重大な事象は今なお長期化したままで、本県の農業や水産業、観光業は出荷制限や風評被害といった深刻な打撃を被った。

そして、福島第一原発のただならぬ事態が判明するにつれ、市域を初め浜通り地方には動揺が広がり始めていた。地震や津波による被害の大きさもさることながら、福島第一原発を中心とする半径三〇km圏内に避難指示命令が発令され、多くの避難者が発生した。

三月十一日、本市議会は二月定例会の会期中であったが、市内中学校の卒業式の日ということもあり本会議は開いていなかった。

しかし、二月定例会は閉会していない。議会は地震発生翌々日の十三日には、議長を中心に議会としての災害対応が協議された。各会派の代表者が参集して話し合い、その後は議会運営委員会を開いて今後の対応を協議した。同時に議会事務局職員は、議員の安否確認を急いだ。大部



船が揺れ、魚箱などが流れ着く（小名浜港漁港区）（小名浜機船底曳網漁業協同組合提供）

分の議員と連絡がつき無事の確認がとれた中、議員一名と連絡がとれず行方不明の状況が続いたが、後に死亡認定されることとなった。また、議場は施設の一部が損傷した。大地震の非常時において、議会を開くべきか苦悩もあったが、議会としての責務を果たすために、震災発生から六日目の三月十七日、二月定例会の最終日、市文化センターの中会議室を臨時の会場として本会議を開催し、予算案等の議案を議決した。

その後、議員はそれぞれの地元において、引き続き被害状況を調査したり、地域の声を収集するなど、議員個人としての支援活動を再開した。

三月二十八日、市議会は本市の災害対策や災害復興等に寄与するべく、議長を本部長、副議長を副本部長とし、現員議員全員を構成員とする「いわき市議会東北地方太平洋沖地震対策本部」を設置した。

四月一日には議会対策本部会議を開催して福島県などに対する要望書の内容について検討を開始した。

四月二日、政府が今回の大震災を「東日本大震災」と命名したことを受けて、議会の対策本部の名称も「いわき市議会東日本大震災対策本部」(以下、「議会災対本部」)へと変更した。

四月六日、議員を初め、議会の代表が福島県庁へ出向き、福島県知事と福島県議会議長へ要望書を手渡した。

以後、十八日には全国市議会議長会へ要請事項を、二十一日には東京電力株式会社への要望書をそれぞれ届けた。

また五月十一日には、議会災対本部の全体会議を開き、市執行部からの説明を受けるとともに、各会派の震災対応の要望・提案事項の協議を行い、内容を取りまとめ、五月十八日には市長に対する要望書を



ガラスが割れた常磐市民会館(小磯國雄氏撮影)

提出した。

首相や福島県知事、政府、各省の大臣などへ提出した要望書の主な内容は、東北地方太平洋沖地震により、市民生活に大きな支障が生じていること、また、福島第一原発において発生した重大な事故は、出荷制限や風評被害など、産業分野において多岐にわたる多大な影響を与えていることを踏まえ「特段のご支援を賜りたい」というもので、具体的な内容は、

- 1 被災または自主避難された方々に対する生活支援(市民生活や事業所再建、災害弱者への支援)
- 2 原発事故に係る事柄(市民の健康管理対策、万が一の場合の輸送手段と避難先の確保)
- 3 風評被害対策(正確・迅速な情報発信、モニタリングの実施)



津波被災現場(江名字北町)(小磯國雄氏撮影)

4 安寧な市民生活の確保

5 本市の全産業に対する経済支援（補助金・補償制度の確立、融資制度の創立、漁業への支援）

6 J・R常磐線、磐越東線の早期回復

7 復興へ向けての自治体支援の強化

8 浜通り地域一帯を視野に入れた復興計画の促進

などである。

また東京電力の本社において、副社長に対し、原発事故の早期収束及び風評被害の払拭に関する要望活動も実施した。

一方、各議員から届けられる情報を集収・整理する作業も進められた。地区住民の声や要望は切実なものばかりだった。これら情報や要望を議会災対本部においてとりまとめ、一元化して市の災害対策本部へ届ける。それが議会災対本部の役割であった。

また、議会議務局長は、市の災害対策本部の会議に出席し、市の活動や復旧作業の状況などを議員に伝え、議会議務局の職員は、議会対応以外の時間は、市職員として各部署の応援に回った。いわば市の職員たちもまた被災者である。しかし、誰もが職責を果たさんと、それぞれの職務における役割を懸命に続けていた。

震災後に初めて開催された市議会は、



豊間海岸と集落に襲来した津波の引き波（鈴木利明氏撮影）

震災から二カ月後となる平成二十三年五月二十日に開かれた五月臨時会であった。雇用対策や災害対応に要する経費等を計上した補正予算案、震災発生以降四月までに行われた専決処分承認を求めるとのなど一七件の議案について審議を行い、いずれも可決・承認した。

六月定例会では、その初日に議会災対

本部を発展的に解体し「東日本大震災復興特別委員会」を設置した。また、議員から「議員報酬の特例に関する条例の制定について」の議案が提出された。「議員報酬の特例に関する条例」とは、全市を挙げて復旧・復興に取り組む中で所要経費が膨大なものと予想されることから、本市の震災対策に要する財源の一助となるよう議員報酬月額を減額する条例である。「議会もまた痛みを分かち合うべき。」として全会一致で可決した。

一般質問では、被災者支援、今後の危機管理体制、放射線監視体制、農家への支援、仮設住宅、生活支援や各種補助制度、復旧・復興計画の策定についてなど、質疑の多くがこのたびの震災に係るものであった。

「東日本大震災復興特別委員会」には、

1 市民生活の復興推進に関すること

2 地域産業の再生・復興及び雇用対策に関すること

3 防災まちづくり及び原子力災害対策に関すること

を所管する三つの分科会が置かれ、調査・検討を重ねた。七月二十九日には被災者支援の強化や市民生活の安心と安全のために喫緊に解決すべき課題や積極的に打ち出すべき施策についてとりまとめた「緊急提言」を、八月二十六日には、市の復興計

画の策定にあたって基本に据えるべき事項や、さらに推進すべき市民生活への復興支援策など中・長期的な課題についての検討結果として「第一次提言」を市長に提



震災ガレキ(勿来市民運動場)

出した。さらに十一月二十二日にも、先の緊急提言、第一次提言において検討した事項について、より議論を深めた結果を「第二次提言」として市長に提出した。

また、七月二十五日に開かれた同特別委員会には、東京電力幹部の出席を求め、福島第一原発の事故についての質疑応答も行った。さらに十二月二十六日には、正副議長、各派代表者、議会運営委員会委員、東日本大震災復興特別委員会正副委員長が、東京電力の本店を訪れ、福島第一原発からの放射性物質汚染水の海洋放出計画に抗議を行い、これの撤回を求める決議書を提出した。

議員改選が行われた直後の平成二十四年十月臨時会においても、同特別委員会の設置は継続された。委員数は三二名から一五名へと縮小したが、本市議会の第一三期は、市としても復旧から復興へと大きく動き出す時期である。同特別委員会では、復旧・復興に関する事項について引き続き各種調査を継続させた。

震災発生から月日が過ぎていく中では、復旧期・復興期ごとに新たな課題も浮上してくる。時宜を得た適切な対応を迫られるケースが、次々に立ち現れてくる。

議会での代表質問や一般質問でも「復興」、「原発」、「健康」、「風評被害」といった

言葉が登場しなかった定例会はなかった。主な項目は、被災者の生活支援、子どもの命と健康、放射性物質検査、市域の除染と汚染土の仮置き場、震災遺構の取り組み、産業の再生、風評被害への対応などである。



避難所(江名中学校体育館)(小磯國雄氏撮影)

これからも本市議会は、被災者や地域住民の声が反映された市政であるよう、そして未曾有の大災害から立ち上がる本市の復興と新たなまちづくりが、市民の要望と信頼に応えながら確かな歩みとなっていくように、諸課題を調査し、市当局に対し提言を行い、ときには連携し合いながら、市民とともに組み上げた「オールいわき」のスクラムをより強く固めていく。



全国初、震災ガレキを使用した夏井海岸の海岸堤防

●東日本大震災復興特別委員会

1 設置時期等

設置：平成二十三年六月十六日（三二名）
廃止：平成二十四年九月三十日
設置：平成二十四年十月四日（一五名）
廃止：平成二十八年九月三十日

2 活動内容等

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震と大津波、そして福島第一原子力発電所における事故は、市民生活の安全・安心を脅かし、さらには放射性物質の影響や風評被害は本市の産業・経済を深刻な危機に直面させた。

議会は「東日本大震災」発生直後、直ちに「いわき市議会東日本大震災対策本部」を設置し、国や県、東京電力、市当局に対し要望を行うなど、議会としての対応と活動を展開。また同年六月定例会において、委員三二名からなる東日本大震災復興特別委員会を設置した。設置理由は次のとおり。

「市民生活や地域産業の再建とまちづくり推進に当たり、被災者や地域住民の声を市政に反映させ、本市の復興計画が市民の要望と信頼に応えるものとなるよ

う、復興計画と復旧・復興に向けた諸課題についてさまざまな角度から調査し、当局に対し積極的に提言を行う必要がある。災害復旧事業の着実な推進、復興へ向けた本市の将来像を構想するため、いわき市議会東日本大震災対策本部を発展的に解体し特別委員会を設置する。」

改選後の平成二十四年十月以降も「未だに解決が困難な問題、時間の経過とともに新たに生じてきた問題など、取り組むべき課題はなお山積している。」として再度設置され、平成二十六年九月定例会では同委員長が中間報告として、市の第一次から第三次までの復興事業計画、市復旧計画の進捗状況、福島第一原子力発電所事故に関して今後の事故処理方針や中長期ロードマップの進捗状況、汚染水問題により多大な影響を受けている漁業者の声を聞く等の活動を行ってきたことなどを報告した。

また、平成二十八年七月定例会において、特別委員会に設置した生活再建対策、原子力災害対策の各分科会において、山積している課題、復旧・復興の進展により新たに生じた課題について、効率的、効果的に調査を行ってきており、その内容について委員長が報告している。

4 医療費助成制度の実現

平成二十年十二月定例会に、市民から「子どもの医療費無料化年齢引き上げについて」の請願が提出された。「子どもの医療費無料化を小学校卒業まで早急に実現すること。義務教育終了までの医療費無料化の年齢引き上げを福島県へ要望すること」という内容であった。同定例会では



乳幼児検診(市総合福祉センター)

継続審査となり、その後の平成二十一年二月定例会においてこの請願は不採択となった。

一方、同定例会には「子どもの医療費無料化拡大について」の請願も提出され、こちらは審議の結果、採択となる。内容は「いわき市では子どもの医療費について就学前までの乳幼児について無料化を実施しているが、福島県内三十五市町村においては自治体独自の年齢引き上げが実施されているなど、子どもの医療費無料化の拡大が進んでいる。そうした中、安心して子どもを産み育てられる環境を求める子育て世代への支援策として、子どもの医療費無料化拡大を強く要望するものである。」というものだった。

さらに六月定例会では「急速に進行している少子化に対応した子育て支援策の一環として、子育てに伴う経済的負担の軽減を図る観点から、小学生の入院に係る医療費の助成を行い、小学生の保健の向上を図るため。」として「いわき市小学生入院医療費の助成に関する条例」が可決された。同条例は平成二十二年一月一日より施行され、小学生の入院医療費の全額を市の負担で助成することとなった。

市の担当部局は「条例の施行に伴って見込まれる助成額は、入院のみの場合は年額

三〇〇〇万円、入院と通院の両方を助成する場合は同七億円と見込まれる。」と答弁している。

小学校三年生までの通院医療費の無料化は、平成二十二年十二月定例会において「いわき市小学生入院医療費の助成に関する条例の改正案」として可決され、翌二十三年四月一日から実施された。

この間、東日本大震災が発生し、小学生医療者の助成に関する条例や、また、福島第一原発の事故に伴い、子どもたちの健康を守り、また子どもを生み育てやすい環境づくりへの事業として、子どもの医療費助成制度の導入等に係る議論が行われた。

さらに平成二十四年二月定例会においては、同条例を「いわき市子ども医療費の助成に関する条例」と名称を変更するとともに、「医療費の助成範囲を「通院・小学校三年生まで、入院・小学校六年生まで」から「通院・入院とも十八歳まで」と統一、同年七月から実施された。

同年十月、福島県は県内全市町村において十八歳以下の医療費をすべて無料とする「子どもの医療費助成事業」を実施した。全国四十七都道府県において、県の施策において十八歳までの入院・通院医療費が無料となっているのは、福島県だけである。

5 復興ビジョンの策定

東日本大震災の後、初めて開催された市議会は、震災から二カ月後となる平成二十三年五月二十日に開かれた五月臨時会であった。

開会の冒頭、亡くなった方々への黙祷が捧げられたあと、市長から、本市の被害及び対応状況等についての報告と提案理由の説明があった。

犠牲者数、建物被害、避難者数、市所管施設への被害、そして災害対策本部を設置後の主な対応などについて説明したあと、



いわき駅前前の「いわき光のさくらまつり復興祈念点灯

市長は、「世界にも例のない大災害を受け、早期の復旧・復興はきわめて困難な状況にはあるが、市民の生命を守ることが私の最大の使命である。市民生活の安寧と暮らしの再建に向けて、全力を傾注して対策に取り組んでいる。」と語った。

復旧を急がなければならない個別の事象へはスピード感をもって対応する。並行して、復旧から復興へと続く計画の策定も急がなければならないかった。

議員からの「復旧・復興計画の策定期間について」の質問に対し、市長は「東日本大震災及びその後の余震への被害の対応については、一自治体だけで実施するのは困難な部分も多い。国・県と一体となって取り組むことが必要であり、現在進められている国の復興構想会議での検討状況や七月末を目前に検討中の福島県復興ビジョンとの整合性を図りながら、被災地の方々の希望のともしびとなるよう、可能な限り早期に復旧・復興計画を策定してまいりたい。」と答弁した。

世界に例を見ない災害からの復興である。一市だけのプランで進められるものではなかった。

「復興ビジョン」とは、復興に向けての「基本理念」と「主要施策」を示すもので、基本理念は、主要施策を策定・実施するに



プロ野球巨人対ヤクルト（いわきグリーンスタジアム）

あたって、それらプランを貫く最も基本的な考えとなるものだ。急ぐべき短期の復旧、そして目指すべき本市の未来の姿を見据えた中長期的な対応と、復興への確かな歩みに違算のない計画を創りあげていく。

六月一日、市は「東日本大震災復興本部」を設置した。生活再建に向けた一〇年プランの長期的復旧、復興を目指すもので、新たに「復興監」の職を設けた。

議会もまた、三月二十八日設置の「いわき市議会東日本大震災対策本部」を發展



ニッ箭山復興祭

的に解体し、六月定例会では議員三二名からなる「東日本大震災復興特別委員会」を設置した。今後の復興に向けて被災者や地域住民の声を市政に反映させ、市が策定する復興計画が市民の要望と信頼に添えるものとなるよう、当局に対して積極的に提言を行うことが目的である。委員会は三つの分科会で構成され「市民生活の復興推進に関すること」、「地域産業の再生・復興及び雇用対策に関すること」、「防災まちづくり及び原子力災害対策に関すること」をそれぞれ所管した。

復興ビジョンは、市民の意見も反映しながら、国、福島県、市の復旧・復興計画推



内郷回転櫓盆踊り大会・復興祈願(いわきジャーナル撮影)

- 進委員会、市内の関係機関や団体、市議会などが一体となって創りあげなければならぬ。議員は、市執行部側の会議体には入らず、復旧・復興計画推進委員会などからの提言に対して質疑を行い、議会としての提言をまとめ、七月、八月、十一月と、合計三回の提言を市長に提出した。
- 九月三十日、市は「いわき市復興ビジョン」を発表。そこには、
- 1 「オールいわき」・「オールジャパン」による復旧・復興(連携)
 - 2 災害に強く、安全で、安心できるまちを目指す復興(安心)
 - 3 前例のない複合災害からの再生モデルを世界に示す復興(活力)
 - 4 住む人も住む場所も世界から愛される



市震災復興土地区画整理事業の被災市街地宅地引き渡し式(久之浜)

- まちを目指す復興(魅力)
- 5 原子力災害を克服するとともに、再生可能エネルギーの導入を推進し、原子力発電に依存しない社会を目指す復興(挑戦)
- という五つの理念が示されていた。復興を力強く成し遂げ、さらなる魅力にあふれた「いわきの創生」に向かって、すべての市民の力を結集し、力強く踏み出していかねばならない。
- ふるさと・いわき市の未来の姿は、この理念の中にある。